

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害児福祉手当及び特別障害者手当 届出等未提出による手当の支払の一時差し止め	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条及び第26条の5 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第5条、第7条、第8条、第9条及び第16条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準  (処分基準を設定 できない場合及び 基準はあるが公開 できない場合は、 その理由)	次に掲げる要件に該当する場合、手当の支払いを一時差し止めることがある。 1. 手当の支給を受けている者が正当な理由がなく、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年8月13日厚生省令第34号）で定める届出または書類その他の物件を提出しない場合  ※届出または書類その他の物件 ・前年の所得に関する所得状況届 ・氏名または住所の変更届 ・支給要件に該当しなくなったときの受給資格喪失届	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞                      ○ 弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	